

三鷹市人権基本条例(仮称)骨格案

※名称は、今後、市民意見等を踏まえて検討

令和5年6月 20 日

企画部企画経営課

<前文>

- 日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念を前提としつつ、子どもや認知症高齢者の人権など、昨今の社会状況の変化を踏まえ、男女及び多様な性、年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、全ての市民の人権が尊重されるまちの風土を醸成することを宣言

<目的>

- 人権の尊重に関する三鷹市の上位規範として、諸施策に通底する理念や方向性を提示
- 人権を尊重するまちづくりに向け、市、市民及び事業者の責務を明確化

<基本理念>

- 同じ地域社会に生きる一員として一人ひとりがそれぞれの違いを認識し、自己と他者の人権に対する意識を高め、思いやり、理解することで、いきいきと自分らしく暮らせるまちを実現
- 誰もが不当な差別を受けることなく、安心して生きていける社会を実現

<市の責務>

- 人権に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- 個別の人権課題に対応するための条例等の制定

<市民の責務>

- 相互の人権の尊重と他者の人権への配慮、自らの人権意識の向上、人権侵害の早期発見への協力

<事業者等の責務>

- 人権の尊重に留意した事業活動、人権侵害の早期発見への協力

<市、市民及び事業者等の協働>

- 人権が尊重されるまちの風土づくりを協働で推進

<権利侵害の禁止>

- 不当な差別的取扱いの禁止

<審議会>

- 人権に関する施策を推進するため、市長の附属機関として審議会を設置

<相談・救済>

- 人権侵害に関する市民からの相談と救済のための相談体制の整備